

産業廃棄物処分業許可証

住所 京都府福知山市大江町千原小字江口1131番地の13

氏名 有限会社将楽産業
代表取締役 新井 和幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府中丹西保健所長

笹島 浩泰



許可の年月日 令和 4 年 6 月 29 日

許可の有効年月日 令和 9 年 6 月 28 日

1. 事業の範囲

< 中間処理業（破碎） >

① ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

② がれき類（コンクリート廃材、アスファルトコンクリート廃材に限る。）

以上2種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

< 中間処理業（天日乾燥） >

① 汚泥（生コンクリートに限る。）

以上1種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

< 中間処理業（造粒固化） >

① 燃え殻（火力発電所及び木質バイオマス発電所から排出されるものに限る。）

② 汚泥（再生利用を目的とした無機性汚泥に限る。）

③ ばいじん（火力発電所及び木質バイオマス発電所から排出されるものに限る。）

以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類	破碎施設	天日乾燥施設	造粒固化施設
設置場所	京都府福知山市大江町千原小字江口1131番13	京都府福知山市大江町千原小字江口1131番13	京都府福知山市大江町南有路小字十倉奥山8528番4他4筆
設置年月日	平成19年6月15日	平成20年4月11日	平成23年2月28日
処理能力	400 t/日	6 m ³ /日	197.6 t/日
許可年月日	平成19年4月11日		
許可番号	9中西保環第143号の2		

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年6月29日：当初許可

平成20年4月14日：変更許可（処分方法の追加：天日乾燥、取り扱う産業廃棄物の追加：天日乾燥①）

平成23年3月10日：変更許可（処分方法の追加：造粒固化、取り扱う産業廃棄物の追加：造粒固化①②③）

平成24年7月25日：更新許可

平成29年6月29日：更新許可

令和2年4月2日：変更許可（造粒固化①②③の限定の変更）

令和4年6月29日：更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無